

障害者差別解消法とリーガル・エンパワメント ～権利条約採択15年 差別撤廃の現状と課題を通して～

日時 2021年10月22日（金）13：00～14：30

場所 千里山キャンパス 尚文館 1階 マルチメディアAV大教室

講師 ^{かん} 姜 ^{ぱく} 博久（委嘱研究員）

2006年に障害者権利条約が国連で採択されて15年を迎えた。「私たちのことを私たち抜きに決めないで!」との合言葉のもと、世界の障害者や関係者たちの熱い思いと参画によって、障害者の権利保障のための国際条約は、2002年に発足した国連の臨時委員会での議論開始から、わずか4年という短期間で実現を見た。その後、日本では、条約が批准される2014年までの間に、国内の法制度を条約の内容に沿うように改革する議論が重ねられた。そして、その第一歩として障害者基本法等の関連法の改正や成立が実現されるとともに、多くの障害当事者が待ち望んだ障害者差別解消法も内閣提出の法律として制定された。

しかし、権利条約や改正された既存法、差別解消法等の法律は、障害者の日常生活に身近なものとなったと言えるのだろうか。あるいは、自分たちの権利を守り、自らを力づけるものとして、地域を変えるものとして法を使い得ているのだろうか。本講座では、障害者差別解消法の現状と今後の当事者活動をはじめとする地域での課題を通して、近時、国連による貧困撲滅やJICA等の途上国に対する法整備支援の取り組みで提示されているリーガル・エンパワメント（Regal Empowerment）の概念をより深める観点から、法律によって当事者がエンパワメントされていくことの意義を改めて問い直してみたい。

* * *

●聴講無料
(定員80名/先着順)
<事前申込制>

人権問題研究室ホームページ トップページ (<https://www.kansai-u.ac.jp/hrs/>)にある「新着情報」内の本講座案内ページの申込フォームから事前に受講申込をしてください。定員になり次第、受付を終了します。

※受講申込にあたっては、以下の〔新型コロナウイルス感染予防対策〕にご留意のうえ、ご理解とご協力をお願いいたします。

〔新型コロナウイルス感染予防対策〕

- 受講者はマスクを必ず着用してください（マスク着用でない場合、受講はご遠慮ください）。
- 受講者は受付で手指消毒用のアルコールにて消毒してください（会場内は事前に消毒を行っています）。
- 座席は間隔を空けて設定いたします。また演台に近い座席は使用しません。
- 換気のため、会場の出入口のドアは講演中も開放いたします。
- 三密対策として、会場内やロビーでの談笑はご遠慮ください。
- 当日、体調不良の方、特に喉の痛み、咳、および熱のある方（体温が37.5℃以上の方）の受講はご遠慮ください。当日は入場時に検温を行います。
- 参加者に感染者が発生した場合は必要に応じて、保健所など公的機関へ氏名および連絡先の情報が提供されることがあります。
- 接触確認アプリCOCOAのインストールを推奨します。
- 感染拡大の際は、講座の開催を中止する場合があります（その場合、受講申込者に連絡いたします）。

手話通訳が必要な場合は、10月7日（木）までに人権問題研究室へご連絡ください。



主催 関西大学人権問題研究室

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35 阪急千里線「関大前」駅下車

Tel 06-6368-1182 Fax 06-6368-0081

ホームページ <https://www.kansai-u.ac.jp/hrs/>